

# 理事会等規程

## 評議員会規程

2004年2月21日理事会決定

## 理事会規程

2004年2月21日理事会決定

(目的)

第1条 日本木材学会の理事会の運営は、この規程に定めるところによる。

(組織)

第2条 理事会は、会長、副会長、理事、監事、参事、および常任委員で構成する。

(種類および開催)

第3条 理事会は定例会と臨時会の2種とする。

2 定例会は、1月(あるいは2月)、5月、7月(あるいは8月)、および10月の4回とする。その他、年次大会時には、開催地において理事会を行うものとし、上記の定例会の当該月にあたる場合はこれを充てる。

3 臨時会は、会長が業務遂行上必要と認めるとき、随時開催する。

(招集手続き)

第4条 理事会は会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の場所、日時、議案を記載した文書(あるいは電子文書)をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には他の方法によることができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第6条 理事会は、構成員全員の2/3以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第7条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第8条 やむを得ない理由のため理事会を開催できない場合、あるいは緊急を要する場合は、書面文書あるいは電子文書により審議することができる。なお、審議の結果については直近の理事会で報告しなければならない。

(書面表決)

第9条 やむを得ない理由のために出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第10条 議長は理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、学会誌等で公表しなければならない。

- (1) 開催、年月日および場所
- (2) 開会および閉会の時刻
- (3) 構成員総数、出席者氏名
- (4) 議案の題目並びに審議経過および結果
- (5) その他必要と認められた事項

附則

1. この規程は、2004年3月1日から施行する。
2. この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。

(目的)

第1条 日本木材学会の評議員会の運営は、この規程に定めるところによる。

(組織)

第2条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(職務)

第3条 評議員会は会長の諮問事項および会務運営上重要な事項について審議する。

(議長)

第4条 議長は評議員会で選出する。

(副議長および書記)

第5条 議長は副議長および書記を指名し、評議員会で選任する。

(運営)

第6条 議長は評議員会の運営を統括する。

2 副議長は議長を補佐し、必要な場合は議長を代行する。

3 書記は議事録等、必要な文書の作成を行う。

(招集手続き)

第7条 評議員会は、必要がある場合に、会長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、会議の場所、日時、議案を記載した文書(あるいは電子文書)をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には他の方法によることができる。

(議決)

第8条 議事は、出席した評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第9条 緊急を要する場合、あるいは会の円滑な運営を図るために、書面文書あるいは電子文書により審議することができる。なお、審議の結果については直近の評議員会で報告しなければならない。

(議事録)

第10条 議長は評議員会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 開催、年月日および場所
- (2) 開会および閉会の時刻
- (3) 評議員総数、および出席者氏名
- (4) 議案の題目並びに審議経過および結果
- (5) その他必要と認められた事項

附則

1. この規程は、2004年3月1日から施行する。
2. この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。

## 常任委員会規程

2004年2月21日理事会決定

(目的)

第1条 会則24条に基づき、本会会務に関する事務を円滑に執行するために常任委員会を置き、委員会の運営はこの規程に定めるところによる。

(組織)

第2条 常任委員会は、会長、副会長、総務担当常任委員、情報・事業担当常任委員、渉外担当常任委員、会計担当常任委

員、編集担当常任委員（理事）および事務主事で構成する。

（議長）

第3条 常任委員会の議長は、会長がこれにあたる。

（職務）

第4条 常任委員会は、理事会で認められた会務を司り、常任委員の職務の分担は原則として次のとおりとする。

総務担当常任委員

- (1) 文書に関する事項
- (2) 総会、理事会、評議員会、および各種委員会（ただし、事業委員会、出版委員会、情報処理委員会、財政委員会および編集委員会を除く）等に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 支部および研究会等に関する事項
- (5) 官公庁および諸団体に関する事項
- (6) 諸規定の制定・改廃に関する事項
- (7) 大会に関する事項
- (8) 他学協会との共催・協賛・後援等に関する事項
- (9) 海外との渉外に関する事項
- (10) 職員の人事に関する事項
- (11) 会誌の頒布に関する事項
- (12) その他、他の常任委員の分担に属さない事項

情報・事業担当常任委員

- (1) 会員の入退会等に関する事項
- (2) 会員データの管理に関する事項
- (3) 学会ホームページの管理に関する事項
- (4) 名簿の発行に関する事項
- (5) 事業に関する事項
- (6) 出版に関する事項
- (7) 事業委員会、出版委員会、および情報処理委員会に関する事項

渉外担当常任委員

- (1) 学会賞等、各賞に関する事項
- (2) 日本農学会に関する事項
- (3) 日本学術会議に関する事項

- (4) 委託試験研究に関する事項
- (5) 刊行物の交換および受寄贈に関する事項

会計担当常任委員

- (1) 基本財産および運用財産の管理運営に関する事項
- (2) 予算・決算、その他経理に関する事項
- (3) 金銭および物品の出納保管に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 会員の会費に関する事項
- (6) 文部科学研究費（刊行）補助金申請に関する事項
- (7) 財政委員会に関する事項
- (8) 会計監査に関する事項

編集担当常任委員

- (1) 学会誌の編集および刊行に関する事項
- (2) 編集委員会に関する事項

（書面審議）

第5条 やむを得ない理由のため常任委員会を開催できない場合、あるいは緊急を要する場合は、書面文書あるいは電子文書により審議することができる。なお、審議の結果については直近の常任委員会で報告しなければならない。

（議事録）

第6条 常任委員会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 開催年月日
- (2) 開会および閉会の時刻
- (3) 出席者氏名
- (4) 議案の題目ならびに審議経過および結果
- (5) その他、必要と認めた事項

附則

1. この規程は、2004年5月21日から施行し、2004年3月1日から適用する。
2. この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。
3. 参照事項：常任理事会に関する申し合わせ昭和59年4月2日理事会決定